



12 聴覚障害・言語障害をお持ちの方への支援

コミュニケーション支援事業



問合せ先 障害者福祉課 障害者福祉係
TEL (5211) 4214 / FAX (3556) 1223

手話通訳者、要約筆記者、音訳者の派遣が受けられます。

内 容 社会生活上必要な場面で通訳者・音訳者の派遣が受けられます。

1. 手話通訳 [聴覚障害／音声・言語機能障害]
2. 要約筆記 [聴覚障害／音声・言語機能障害]
3. パソコン要約筆記 [聴覚障害／音声・言語機能障害]
4. 音訳（代読・代筆）[視覚障害]

※利用にあたっては、事前に利用者登録が必要です。

※音訳（代読・代筆）は、1日の利用回数は1回とし、1回の利用時間は2時間以内です。

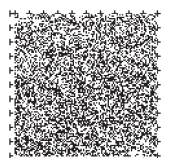
※以下は派遣対象外です。

1. 営業活動に関すること。
2. 政治・政党活動に関すること。
3. 宗教活動に関すること。
4. 裁判及び刑事事件に関すること。
5. ギャンブルなど個人の遊興娯楽に関すること。
6. 違法行為その他の公序良俗に反する行為に関すること。
7. その他区長が不適当と認める事由に関すること。

対 象 身体障害者手帳（聴覚障害／音声・言語機能障害／視覚障害）をお持ちの方

利 用 料 無料

聴覚障害・言語障害をお持ちの方への支援



なんちょうしゃほちようきこうにゆうひじょせい 難聴者補聴器購入費助成

問合せ先 障害者福祉課 障害者福祉係
TEL (5211) 4214 / FAX (3556) 1223

身体障害者手帳の対象とならない聴力程度で、家族等とのコミュニケーションがとり
にくい方に対し、補聴器購入費の一部を助成します。
補聴器を購入する前に、申請書に医師の診断を受ける必要がございます。詳しくはお問
い合わせください。

内 容 <申請手続>

1. 千代田区難聴者補聴器購入費助成申請書に必要事項を記入
2. 申請書に医師の証明を受ける
3. 医師に補聴器が必要と認められた後、補聴器を購入
4. 医師の証明を受けた申請書及び購入した補聴器の領収書の原本、請求
書を障害者福祉課に提出

※所得要件がありますので、必ず事前にご相談ください。

対 象 次のすべてに該当する方

1. 千代田区内に住所を有し、現にお住まいの60歳未満の方
2. 聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちでない方
3. 補聴器の必要性を認める医師の意見を得られる方
4. 片耳の聴力レベルが40デシベル以上である方
5. 本人または扶養義務者等の所得が千代田区障害者福祉手当の所得基準
(165ページ)の範囲内である方※ただし、対象者が児童福祉法に規
定する児童である場合はこの限りではない。
6. 過去にこの事業の助成を受けていない方、または、前回の助成決定日
から起算して5年経過している方

助 成 額 補聴器購入費の9割※18歳未満の方は10割(ただし上限50,000円)

こうれいしゃほちようきこうにゆうひじょせい れいわ ねん がつかいしよてい 高齢者補聴器購入費助成 (令和7年7月開始予定)

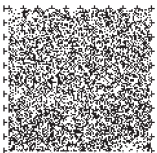
問合せ先 在宅支援課 在宅支援係
TEL (6265) 6482 / FAX (3265) 1163

加齢により聴力が低下している方に補聴器購入費の一部を助成します。

対 象 区内在住者で次のすべてに該当する方

1. 60歳以上(令和7年4月1日以降)の方
2. 聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちでない方
3. 中等度難聴と医師の診断を受けた方
4. 令和7年4月1日以降に補聴器を購入される方

※詳細は決定次第ホームページ等でご案内いたします。



ちゅうとうどなんちようじはったつしえんじぎょう 中等度難聴児発達支援事業



問合せ先 障害者福祉課 障害者福祉係
TEL (5211) 4214 / FAX (3556) 1223

聴覚障害による身体障害者手帳の対象とならない18歳未満の中等度難聴の方へ
補聴器購入費用の一部を助成します。事前申請が必要です。

内 容

聴覚障害による身体障害者手帳の対象とならない18歳未満の中等度難聴の方へ、補聴器装用による言語習得、生活能力、コミュニケーション能力などの向上を促進するため、補聴器購入費の一部を助成します。
※申請前に補聴器を購入すると助成の対象になりません。ご注意ください。

対 象

次のすべてに該当する18歳未満の方

1. 聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない
2. 補聴器の使用により、言語の習得等一定の効果が期待できるという医師の意見を得ることができる
3. 両耳の聴力レベルがおおむね30デシベル以上

助 成 額

補聴器購入費の10割（ただし上限144,900円）

※デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算します。

※必要な場合に限り、以下のFM型システムの加算を行います。

- ・ワイヤレスマイク 上限 135,400円
- ・受信機 上限 97,300円
- ・オーディオシュー 上限 5,250円

くぎかいほんかいぎ もじはいしん 区議会本会議の文字配信

問合せ先 区議会事務局調査担当
TEL (5211) 4297 / FAX (3288) 5920
Eメール kugikai@city.chiyoda.lg.jp

区議会本会議を文字で配信します。

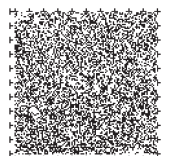
内 容

区議会本会議を千代田区議会ホームページにて、文字でライブ配信をします。

対 象

インターネット中継の音声聞こえづらい方

聴覚障害・言語障害をお持ちの方への支援



じまく しゅわ せいさく か だ
字幕・手話つきビデオ・DVDの製作・貸し出し 身

聴力障害者 情報文化センター

問合せ先

〒153-0053 目黒区五本木 1-8-3
TEL (6833) 5004 / FAX (6833) 5005
Eメール video@jyoubun-center.or.jp
ホームページ https://www.jyoubun-center.or.jp/

じまく しゅわ かい
字幕・手話つきビデオ・DVDなどを借りることができます。

内 容

えいが ばんぐみ じまく か だ
映画やテレビ番組などに字幕を入れたビデオ・DVDを貸し出ししています。
ひとり かい ほん しゅうかん か
1人1回につき6本まで(2週間)借りることができます。

対 象

作品ごとに、利用者区分を設けています。

1. 聴覚障害者・児…身体障害者手帳をお持ちの方
2. 難聴者・児、中途失聴者・児…身体障害者手帳はお持ちではなく補聴器・人工内耳を常用されている方
3. 聴者

※手帳をお持ちの方は、すべての作品をご利用できますが、その他は、作品によって、利用できるものとできないものがございます。個人視聴の他、グループ視聴や上映会に利用できるものもあります。詳細はお問合せください。

利 用 料

無料※送料は自己負担です。

ちょうかくしょうがいしゃ きき か だ
聴覚障害者コミュニケーション機器の貸し出し 身

東京手話通訳等 派遣センター

問合せ先

〒160-0022 新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル5F
TEL (3352) 3359 / FAX (3354) 6868

コミュニケーション用機器を借りることができます。

内 容

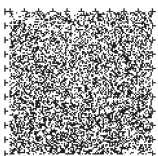
い し そつう しゃかいかつどう ちしき しゅうとく ひつよう おう
意思疎通や社会活動についての知識の習得のために必要に応じてコミュニケーション用機器を貸し出します。(オーバーヘッドプロジェクター、オーバーヘッドカメラ、液晶プロジェクター、磁気誘導ループなど)
えきしやう じ きゅうどう
なお、機器の保管場所は東京聴覚障害者自立支援センター(渋谷区東1-23-3)です。

対 象

東京都在住で、身体障害者手帳をお持ちの方とその保護者・都内の聴覚障害者団体など

利 用 料

無料※搬送は利用者が行います。



警視庁 TEL (3581) 4321
ホームページ https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/jiken_jiko/110/110site.html
問合せ先
東京消防庁 TEL (3212) 2111 / FAX (3213) 1478
ホームページ <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>

FAX や携帯電話のメール機能を使って 110 番・119 番通報ができます。

内容 おんせい (肉声) による通報が困難な方のために下記のとおり、110 番通報、119 番通報システムを行っています。

1. 警察署への通報

● FAX110 番

警察へ通報する場合、FAX で通報することができます。住所、氏名、連絡先、事件の内容をご記入のうえ送信してください。

FAX 03-3597-0110

● 110 番アプリシステム

スマートフォンに「110 番アプリ」をダウンロードし、氏名、電話番号、パスワード等を事前に登録することで、利用が可能となります。詳しくは警察庁ホームページ (<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/110/app/>) をご確認ください。

2. 消防署への通報

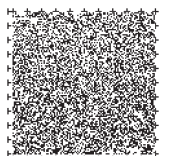
● 119 番ファクシミリ通報

東京消防庁に火災や救急などを通報する場合、FAX で通報することができます。住所、氏名、電話番号、FAX 番号、内容をご記入のうえ送信してください。

FAX 番号は、局番なしの「119 番」です。あわてず通報できるように、あらかじめ住所、氏名、電話番号、FAX 番号を記入しておきましょう。

● 緊急ネット通報

携帯電話等のウェブ機能を利用した緊急通報です。利用できる方は、東京消防庁管内（東京都のうち、稲城市及び島しょ地区を除く地域）に在住、在勤・在学している聴覚または言語・音声等に機能障害がある方で、利用するには事前登録（無料）が必要です。登録及び利用方法は東京消防庁ホームページに掲載しています。



聴力障害者情報文化センター

問合せ先

〒153-0053 目黒区五本木 1-8-3
TEL (6833) 5004 / FAX (6833) 5005
Eメール video@jyoubun-center.or.jp
ホームページ <https://www.jyoubun-center.or.jp/>

ちょうかくしょうがい しゅわ かか としよ しりょう か だ じまくつき
聴覚障害・手話に関わる図書・資料の貸し出しや字幕付 16 ミリフィルムの貸し出し
ができます。

内 容

としよ しりょう ひとり かい
図書・資料は 1 人 1 回につき 3 冊まで (2 週間) 借りることができます
(来所による貸し出しのみ)。16 ミリフィルムは送付による貸し出しも可能
です。

対 象

図書・資料は聴覚障害の有無に関係なく、どなたでもご利用できます。
※字幕付 16 ミリフィルムは聴覚障害者を対象とした上映会を主催する聴覚
障害者団体、聴覚障害者関係施設及び公的機関で取扱責任者は、16mm
フィルム映写の資格取得者であることが必要です。

利 用 料

無料 (16 ミリフィルムの送料は自己負担)

